

運転免許事務取扱要領の制定について

発出年月日：平成8年11月29日

文書番号：沖例規免11

公表範囲：全文

改正 前略・・・平成25.2 沖例規免1

運転免許に関する事務については、運転免許事務取扱要綱（昭和47年5月15日付け沖例規免第1号）に基づき実施してきたところであるが、このたび、道路交通法の一部を改正する法律（平成7年法律第74号）の施行により、現行の自動二輪免許が廃止され、新たに大型二輪免許及び普通二輪免許が設けられたこと等を機会に、運転免許に関する事務の一元化を図り、運転免許に関する事務を一層適正かつ能率的に推進するため、別添のとおり運転免許事務取扱要領を制定し、平成8年11月29日から実施することとしたので、運用に誤りのないようになされたい。

なお、「運転免許事務取扱要綱の制定について」（昭和47年5月15日付け沖例規免第1号）は、廃止する。

別添

運転免許事務取扱要領

目次

- 第1 目的
- 第2 公安委員会印の使用、保管等
 - 1 公安委員会印の使用
 - 2 公安委員会印の保管等
- 第3 免許試験等の申請受理等の原則
- 第4 免許課における免許試験等の申請受理及び処理
 - 1 免許課における免許試験等の申請受理要領
 - 2 免許申請書等の処理
 - 3 身体障害者に係る運転免許試験の申請受理
- 第5 管轄警察署における免許試験等の申請受理等
- 第6 免許試験等の実施の基本等
 - 1 免許試験等の実施の基本
 - 2 免許試験等の実施計画
 - 3 免許試験等の従事者
 - 4 運転免許試験の免除（失効新規免許）
 - 5 運転免許試験の順序
 - 6 不正受験に係る措置
- 第7 適性試験
 - 1 適性試験の実施
 - 2 身体障害者に対する適性試験

第8 学科試験

- 1 学科試験問題の種類等
- 2 学科試験の実施方法
- 3 学科試験結果の発表

第9 技能試験

- 1 技能試験の実施
- 2 試験車及び試験コース

第10 合格者の決定等

- 1 合格者の決定
- 2 免許申請書等の送付、免許証交付名簿の作成等
- 3 仮免許証交付名簿の作成及び受験者登録
- 4 運転免許試験不合格者等に係る受験票等の処理
- 5 出張試験終了後の措置
- 6 運転免許試験成績証明書の交付

第11 免許の条件変更及び限定解除

- 1 限定解除審査申請書の受理
- 2 限定解除審査申請書の審査方法
- 3 条件変更及び限定解除の措置

第12 更新情報の提供等

- 1 更新情報の提供事務
- 2 更新情報の提供事項
- 3 更新情報の提供方法等
- 4 返送された更新連絡書の措置

第13 免許証の更新

- 1 免許証更新申請者の選別、更新申請書の配布等
- 2 更新申請の受理等
- 3 適性検査及び免許の格下げ
- 4 更新申請の受付時間等
- 5 優良講習
- 6 更新申請書の送付

第14 免許証の再交付

- 1 免許証再交付申請の受理
- 2 再交付免許証の交付
- 3 免許課における再交付免許証の特例交付

第15 再試験に係る取消しに伴う併記免許証の処理

第16 免許証の記載事項の変更

- 1 運転免許証記載事項変更届の提出
- 2 運転免許証記載事項変更届の処理
- 3 運転免許証記載事項変更届の送付

第17 国外運転免許証

- 1 国外運転免許証の交付申請の要件
- 2 国外運転免許証の有効期間
- 3 国外運転免許証を申請できる免許の種類及び交付
- 4 国外運転免許証の交付申請等の処理
- 5 国外運転免許証の交付申請に必要な書類等

第18 免許証の作成及び交付

- 1 免許証の作成
- 2 免許証の作成時期
- 3 免許証の作成要領
- 4 免許条件の表示等
- 5 免許証の送付
- 6 免許証の交付日
- 7 免許証の交付

第19 免許証の保管等

- 1 免許証の保管
- 2 未交付等免許証の措置
- 3 返納免許証の処理

第20 免許台帳

- 1 免許台帳
- 2 免許台帳の整理保管

第21 臨時適性検査

第22 その他

- 1 仮免許証用紙の受払い
- 2 免許照会

第1 目的

この要領は、運転免許（以下「免許」という。）に関する事務を適正かつ能率的に処理するため、運転免許申請、運転免許試験の実施、運転免許証（以下「免許証」という。）の交付等に必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公安委員会印の使用、保管等

1 公安委員会印の使用

運転免許試験及び免許証に使用する沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の公印（以下「公安委員会印」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 公安委員会印の保管等

- (1) 公安委員会印の保管責任者は、交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）及び警察署長とする。
- (2) 保管責任者は、公安委員会印の取扱責任者を指定するものとする。
- (3) 取扱責任者は、公安委員会印の保管、使用その他の関係事務を処理するものとする。

第3 免許試験等の申請受理等の原則

運転免許試験及び再試験（以下「免許試験等」という。）の申請の受理は、原則として次

によるものとする。

(1) 交通部運転免許課自動車運転免許試験場（以下「試験場」という。）において実施する免許試験等に係る運転免許申請及び再試験受験申込みは、原則として交通部運転免許課（以下「免許課」という。）において受理し、公安委員会が別に指定した場所（以下「出張試験場」という。）において実施する免許試験等に係る運転免許申請及び再試験受験申込みは、出張試験場を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）が受理するものとする。

(2) 免許試験等の申請の受理は、1種類とする。ただし、失効により運転免許試験の一部免除の適用を受ける免許（以下「失効新規免許」という。）、外国の行政庁の免許（以下「外国免許」という。）で運転免許試験の一部免除の適用を受ける免許及び指定自動車教習所の卒業者に係る免許並びに免許の格下げに係る小型特殊・原動機付自転車免許（以下「小特・原付免許」という。）の申請については、2種類以上を同時に受理することができる。

(3) 免許試験等に係る運転免許申請及び再試験受験申込みの代理申請は、認めないものとする。

第4 免許課における免許試験等の申請受理及び処理

1 免許課における免許試験等の申請受理要領

(1) 免許試験等及び失効新規免許並びに外国免許で運転免許試験の一部免除の適用を受ける免許の申請の受付時間は、次表のとおりとする。

免許試験等	受付時間
適性試験	午前 8 時30分から午前11時45分まで 午後 1 時から午後 4 時45分まで
学科試験	午前 8 時30分から午前11時45分まで 午後 1 時から午後 4 時45分まで
技能試験	午前 8 時30分から午前11時45分まで 午後 1 時から午後 4 時45分まで
失効新規免許	午前 8 時30分から午前11時45分まで 午後 1 時から午後 4 時45分まで
外国免許で運転免許試験の一部免除の適用を受ける試験	午前 8 時30分から午前11時45分まで 午後 1 時から午後 4 時45分まで

(2) 運転免許申請書及び再試験受験申込書（以下「免許申請書等」という。）は、適性試験、学科試験（学科再試験を含む。以下同じ。）及び技能試験（技能再試験を含む。以下同じ。）に区別し、免許種別ごとに先着順に受理するものとする。

(3) 運転免許申請書には、受験者登録のため、受験票（様式第1号）を添付させ、受験時における受験者の照合確認資料及び適性・学科試験の合格証明書に活用するものと

する。

(4) 過去に免許の取消しを受けたことのある者の大型免許、中型免許又は第二種免許に係る運転免許申請については、受験資格確認のため、自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）別記様式第4の運転免許経歴証明書を運転免許申請書に添付させるものとする。

(5) 免許申請書等の受理に当たっては、次に掲げる事項を確認し、運転免許申請書については、受験票の担当者欄に確認者が確認の記名をするものとする。

ア 健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、旅券のほか、官公庁が法令の規定により交付した免許証、許可証又は資格証明書及び官公庁がその職員に対して発行した身分証明証等（以下「本人確認書類」という。）を提示させ、申請者が本人に相違ないか確認する。

イ 受験資格はあるか。

ウ 申請関係書類は、正確に整っているか。

エ 免許を受けている期間は、免許の取消し又は停止期間を差し引いても適合するか。

オ 免許申請書等及び受験票の記載事項は、申請前1年以内の住民票の写し（本籍地（外国人にあっては、国籍）記載のもの）、権限のある行政庁の発行した証明書又は免許証の記載事項と相違ないか。（特に既得免許、免許の条件、免許証備考欄等を確認すること。）

カ 免許用写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽及び無背景で、本人を確認できるもので、1枚あるか。ただし、沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号。以下「細則」という。）第19条第6項の規定に基づき、免許用写真の添付を省略する場合は、旧免許証により本人であることを確認すること。

キ 運転免許試験の一部免除の取扱いを受ける者については、免除の基準に適合しているか。

ク 免許申請書等の手数料欄には、沖縄県収入証紙が正確にちょう付されているか。

ケ 適性試験の結果を記載した運転免許申請書又は受験票を添付しているときは、四肢及び体幹に障害は認められないか。

コ 普通自動車免許の申請（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第34条の2に掲げるものを除く。）については、路上練習申告書（様式第2号）が添付されているか。

(6) 免許申請書等及び受験票に記載漏れ、誤記等があった場合は、添付資料等により確認し、直ちに申請者本人に訂正させるものとする。

(7) 運転免許申請書、受験票等の作成要領は、別表第2のとおりとする。

(8) 外国免許に係る運転免許試験の申請受理要領については、前記（1）から（6）によるほか、「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について（平成24年6月25日付け警察庁丙運発第38号）のとおりとする。

2 免許申請書等の処理

免許申請書等を受理したときは、受験種別ごとに受験者受付名簿（様式第3号）に登載し、申請者に対し、受験番号を告知するものとする。

3 身体障害者に係る運転免許試験の申請受理

- (1) 身体障害者に係る運転免許試験の申請は、原則として、免許課において受理するものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、管轄警察署において受理することができる。
- (2) 身体に障害がある者等から運転免許試験の申請の前に運転適性相談（以下「適性相談」という。）の申出があった場合は、免許課及び管轄警察署において受理するものとする。

なお、免許課における適性相談の受付は、毎週火曜日及び金曜日の午後3時から午後5時までとする。

第5 管轄警察署における免許試験等の申請受理等

免許試験等の申請受理及び処理は、次によるものとする。

- (1) 管轄警察署における免許試験等の申請受理は、原則として、当該警察署管内に居住する者からの申請のみとする。
- (2) 免許試験等の申請を受理したときは、受験種別ごとに受験者受付名簿に登載するものとする。
- (3) 管轄警察署長は、免許試験等の申請受理を締め切ったときは、直ちに受験者報告書（様式第4号）により受験者数を警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。
- (4) その他免許申請書等の取扱いについては、第4の1に準じて行うものとする。

第6 免許試験等の実施の基本等

1 免許試験等の実施の基本

- (1) 免許試験等は、細則第20条の規定に基づき、試験場又は出張試験場において実施するものとする。
- (2) 免許試験等は、免許課長があらかじめ運転免許試験日を指定して行うものとする。
- (3) 免許課長は、免許試験等の実施上やむを得ない事由が生じた場合は、新たに運転免許試験日を指定することができる。

2 免許試験等の実施計画

- (1) 免許課長は、出張試験場における運転免許試験日及び実施場所を運転免許試験の指定表（様式第5号）により、毎月20日までに管轄警察署長に通知するものとする。
- (2) 免許課長及び管轄警察署長は、あらかじめ免許試験等の実施要領を掲示し、受験者に周知させるよう努めるものとする。

3 免許試験等の従事者

試験場及び出張試験場における免許試験等は、免許課の職員の中から免許課長が指名した者（以下「試験官」という。）によって実施するものとする。

4 運転免許試験の免除（失効新規免許）

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号のいわゆる「理由ある失効」のうち令第33条の6の2第1号に規定する病気にかかり、又は負傷した者については、これらの障害が回復し、適性試験が受けられる状態になったときを理由がやんだものとして取扱うものとする。
- (2) 免許のいわゆる「うっかり失効」及びいわゆる「やむを得ず失効」に係る失効新規免許申請は、原則として、当該失効免許証で確認するほか、免許課電算係に運転免許

経歴の確認を行うなどして処理するものとする。

5 運転免許試験の順序

試験場及び出張試験場における運転免許試験は、適性試験及び学科試験を技能試験の前に行うものとする。

6 不正受験に係る措置

法第97条の3の規定による免許試験等の停止及び合格決定の取消しを行ったときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 試験官は、不正の手段により免許試験等を受け、又は受けようとした者を発見したときは、直ちにその者の免許試験等を停止し、不正受験事案認知報告書（様式第6号）を作成し、その者の運転免許申請書又は再試験受験申込書を添付して免許課長に報告するものとする。
- (2) 免許課長は、前記（1）の報告に基づき、その内容を調査するとともに、その者及び関係者のてん末書等を徴収する等、事実を明らかにする措置を講ずるものとする。
- (3) 免許課長は、前記（2）の措置を講じたときは、運転免許試験の受験停止、合格決定取消し処分事案発生報告書（様式第7号）に関係書類を添えて本部長に報告し、免許試験等の受験停止又は合格決定の取消し処分の手続を行うものとする。
- (4) 前記（3）の処分は、被処分者に対し、運転免許試験の受験停止処分通知書（様式第8号）又は細則第22条に定める運転免許試験合格取消通知書を交付して行うものとする。
- (5) 免許課長は、前記（4）の通知書を交付したときは、被処分者から受領書（様式第9号）を徴収するものとする。

第7 適性試験

1 適性試験の実施

- (1) 適性試験は、聴力、運動能力、視力、色彩識別能力及び深視力について実施するものとする。
- (2) 適性試験は、運転免許申請書の受理時に行うものとする。
- (3) 適性試験の結果は、運転免許申請書及び受験票の適性試験結果欄にその合否を記載するものとする。
- (4) 適性試験の結果を記載した受験票を添えて運転免許申請書を提出した者に対する適性試験は、6月を経過しない場合に限り、受験票の記載事項を参考とすることができる。
- (5) 適性試験の結果、合否について疑義がある場合は、免許課長の指示を受けて措置するものとする。
- (6) 適性試験の結果を記載した受験票は、次回受験の際、運転免許申請書に添えて提出するよう教示して交付するものとする。

2 身体障害者に対する適性試験

- (1) 身体障害者に対する適性試験は、「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準の制定について」（平成19年7月2日付け沖例規免第2号）により実施し、免許の条件の基準に該当する場合は、運転免許申請書及び受験票の条件欄に記載するとともに、同標準に定める身体障害者適性試験（審査）記録表を添付するものとする。

- (2) 適性試験の対象者は、次のとおりとする。
 - ア 自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹に障害がある者
 - イ 身長が著しく低い者（おおむね140センチメートル以下）
- (3) あらかじめ適性相談を受理したときは、運転適性相談結果票（様式第10号）に障害の状態と免許の範囲及び免許条件内容を記載して交付するものとする。
- (4) 管轄警察署における運転免許申請者のうち、身体に障害があつて適性試験の可否の決定に疑義がある場合は、免許課長と協議して措置するものとする。

第8 学科試験

1 学科試験問題の種類等

- (1) 学科試験問題は、正誤式とし、第二種免許、二輪・四輪免許（大特）、小特免許、原付免許及び仮免許についてそれぞれ作成し、その出題は、運転免許学科試験実施要領（平成8年11月29日付け沖例規免第9号）に定める学科試験出納簿により免許課長が指定するものとする。
- (2) 学科試験問題の出題数及び試験時間は、次によるものとする。
 - ア 小特免許試験及び原付免許試験は48問題、仮免許試験は50問題をそれぞれ30分
 - イ 前記ア以外の運転免許試験にあつては、95問題を50分

2 学科試験の実施方法

- (1) 学科試験は、運転免許学科試験実施要領により実施するものとする。
- (2) 漢字が読めない者等には、試験問題の漢字に振り仮名を付けたものを使用するものとする。
- (3) 学科試験を行う場合は、原則として幹部が立ち会い、不正行為の防止に努めるものとする。

3 学科試験結果の発表

- (1) 学科試験が終了したときは、試験問題及び答案用紙を確認の上、回収するものとする。
- (2) 学科試験の採点の結果、合格者については、受験番号を発表するものとする。

第9 技能試験

1 技能試験の実施

- (1) 技能試験は、自動車運転免許試験の実施に関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第76号）に規定する「運転免許技能試験実施基準」により実施するものとする。
- (2) 技能試験の採点は、「運転免許技能試験実施基準表」の別添9-1「技能試験成績表（路上）」及び別添9-2「技能試験成績表（場内）」により行うものとする。

2 試験車及び試験コース

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第6項の規定に基づき、技能試験に使用する自動車（以下「試験車」という。）は、公安委員会が提供し、又は技能試験使用自動車一覧表（様式第10号の2）により公安委員会の指定を受けたものを使用するものとする。
- (2) 技能試験使用自動車一覧表は、試験車に変更がある都度、必要な修正を加えた上で公安委員会の指定を受けるものとし、当該技能試験使用自動車一覧表は常に最新の内容のものを運転免許課に備え付けておかなければならない。

- (3) 試験車は、原則として受験者数に応じて受験番号順に班編成を行い、割り当てるものとする。
- (4) 試験コース及び試験課題は、あらかじめ受験者に周知を図り、かつ技能試験の公正を期すため、原則として、次番号受験者1名（けん引、大特、大型二輪及び普通二輪免許を除く。）を後部座席に同乗させて実施するものとする。

第10 合格者の決定等

1 合格者の決定

- (1) 免許試験等の結果については、免許課長の決裁を受けて合否を決定し、合格者を発表するものとする。
- (2) 運転免許試験の結果、合格が決定した者の運転免許申請書は、その試験結果欄に受験月日を記入し、合格確認印欄に試験実施月日及び合格印を押印した後、免許課電算係に引き継ぐものとする。また、当日の運転免許試験合格者については、運転免許試験合格者氏名通報簿（様式第11号）を作成して保管するものとする。
なお、電子計算機で採点したものについては、その電子計算機で採点・印刷されたものを、運転免許試験合格者氏名通報簿に代えて保管することができる。
- (3) 再試験の結果は、再試験受験申込書に合否を明らかにし、再試験結果引継（学科・技能）小票（様式第12号）とともに、免許課電算係に引き継ぐものとする。

2 免許申請書等の送付、免許証交付名簿の作成等

- (1) 管轄警察署は、運転免許試験合格者について、免許証交付（送付）名簿（様式第13号）を作成し、運転免許申請書その他関係書類を添えて免許課に送付するものとする。
- (2) 免許申請書等は、免許種別ごとの受験番号順に整理し、免許課において所定の期間保存するものとする。

3 仮免許証交付名簿の作成及び受験者登録

- (1) 免許課は、仮免許試験合格者について、仮免許証交付名簿（様式第14号）を作成するとともに、仮免許業務受託者における仮免許証用紙の出納状況を明らかにするため、仮免許証用紙出納簿（様式第15号）を作成するものとする。
- (2) 免許課は、仮免許業務受託者及び試験場における仮免許試験合格者について、仮運転免許申請書に基づき、受験者登録を行うものとする。

4 運転免許試験不合格者等に係る受験票等の処理

- (1) 適性試験又は学科試験に不合格となった者については、受験票に免許用写真をちよう付刻印して返還し、学科試験に合格した者及び技能試験を受験しない者については、受験票に学科試験合格日印を押印して返還するものとする。
- (2) 運転免許申請書の処理については、前記2の（2）の措置を準用する。

5 出張試験終了後の措置

- (1) 試験官は、出張試験場における免許試験等の結果について受験者受付名簿を2部作成し、受験種別の学科試験欄及び技能試験欄に合否を記載した上で、1部を当該管轄警察署に送付するものとする。
- (2) 管轄警察署長は、前記（1）の受験者受付名簿を保管し、次回以降の運転免許申請者について運転免許試験の一部免除に該当するかどうかの確認等に利用するものとする。

(3) 免許申請書等の処理の事務は、受理警察署において行うものとし、処理要領は、前記2の(2)の措置を準用する。

6 運転免許試験成績証明書の交付

(1) 免許課において、運転免許試験の一部に合格した者が運転免許試験成績証明書の交付を申し出たときは、運転免許試験成績証明書交付簿(様式第16号)に登載の上、運転免許試験成績証明書を交付するものとする。

(2) 管轄警察署において、運転免許試験の一部に合格した者が運転免許試験成績証明書の交付を申し出たときは、前記(1)に準じて取り扱うものとし、この場合、交付番号については、免許課に連絡の上、指定された番号を付して交付するものとする。

第11 免許の条件変更及び限定解除

1 限定解除審査申請書の受理

免許の条件変更(解除)及び限定解除に係る審査申請書(以下「限定解除審査申請書」という。)は、次により受理するものとする。

ア 免許課においては、すべての限定解除審査申請書を受理すること。

イ 管轄警察署においては、眼鏡等の条件解除のみを受理すること。

ウ 限定解除審査申請書は、運転免許申請書に準じて受理すること。

エ 管轄警察署における眼鏡等の条件解除については、免許課長に電話通報の上、条件解除の措置をとること。この場合、申請書の受理は要しない。

2 限定解除審査申請書の審査方法

限定解除審査申請書の審査は、次によるものとする。

ア 眼鏡等の条件解除については、適性検査のみを行うこと。

イ その他の条件変更(解除)及び限定解除については、技能審査のみを行うこと。ただし、身体障害者については、適性検査も行うこと。

ウ 技能審査については、技能試験に準じて技能試験成績表(場内)を作成して採点を行い、合否を決定すること。

3 条件変更及び限定解除の措置

審査合格による条件変更及び限定解除の措置は、次によるものとし、限定解除・審査合格免許証交付簿(様式第17号)を作成するものとする。

(1) 申請に係る免許証が電磁的方法による記録が行われた免許証(以下「ICカード免許証」という。)の場合

免許に付されている条件変更及び限定解除があった場合、公安委員会は変更後の条件を免許証に記載しなければならないが、変更後の条件についてもICチップに記録することとする。

ア 追記装置設置窓口の場合

変更後の条件をICカード免許証の備考欄に記載するとともに、IC免許証追記装置(以下「追記装置」という。)によりICチップに記録すること。

イ 追記装置非設置窓口の場合

(ア) 変更後の条件をICカード免許証の備考欄に記載した後、末尾に「IC手続未済」と記載すること。

例：「(変更年月日) 普通限定解除 沖縄公委 IC手続未済」

(イ) 申請者に対して、追記装置設置窓口の場所を紹介し、本人が可能なときに当該窓口においてICチップに変更後の条件を記録するよう指導すること。

(ウ) 変更後の条件については、運転者管理ファイルに登録する手続をとること。

なお、ICカード免許証の備考欄に「IC手続未済」と記載されたICカード免許証のICチップに変更後の条件を記録したときは、備考欄に手続きした旨を記載すること。

例：「(記録年月日) IC手続済 沖縄公委」

ウ ICカード免許証への記載要領は、別表第3のとおりとする。

(2) 申請に係る免許証が従来の免許証の場合

ア 免許課及び管轄警察署は、合格者の免許証備考欄に所要事項を記載し、公安委員会印を押印の上、交付すること。

イ 免許課は、試験場及び出張試験場における合格者については、限定解除審査申請書に基づき、運転免許管理端末装置（以下「運管端末」という。）により限定解除を行うこと。

ウ 免許課は、運転免許台帳（以下「免許台帳」という。）を整理すること。

エ 限定解除審査申請書は、合格年月日順に整理保管すること。

オ 審査合格及び限定解除の免許証への記載要領は、別表第3のとおりとする。

4 聴覚障害者に対する、臨時適性検査及び安全教育の実施

補聴器条件が付された運転免許を受けた者については、補聴器を使用せずに運転したい旨の申出があった場合は、「聴覚障害者に対する臨時適性検査及び安全教育の実施の標準の制定について」（平成20年5月27日付け沖例規免第1号）により実施する。

第12 更新情報の提供等

1 更新情報の提供事務

法第101条第1項に規定する現に免許を受けている者に対する更新情報の提供事務は、免許課において行うものとする。

2 更新情報の提供事項

更新情報の提供事項は、次のとおりとする。

(1) 現に免許を受けている者の特定に係る事項

現に免許を受けている者の氏名、住所及び免許証番号

(2) 免許証の更新を受けるために必要な事項

更新期間、更新場所、更新時講習の種類、免許証更新手数料及び更新時講習手数料の額、優良運転者該当の有無、更新手続に必要な持ち物等

(3) その他免許課長が必要と認める事項

3 更新情報の提供方法等

(1) 県内に免許証の住所地を有する者のうち、免許証の更新予定者については、当該免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の40日前までに更新情報の提供事項を記載した運転免許証更新連絡書（様式第18号。以下「更新連絡書」という。）及び当該更新連絡書に係る更新予定者の氏名、住所等を記載した運転免許証更新連絡書通知者名簿（様式第19号）を運管端末で作成するものとする。

(2) 免許証の更新予定者に対する更新連絡書の送付については、更新期間の初日の前

日までに届くように郵送により送付するものとする。

なお、郵送に当たっては、普通郵便により行い、提供する情報が個人の秘密に係る事項であることから、外からこれを見ることができない方法とすること。

4 返送された更新連絡書の措置

更新連絡書が受取人住所不明等のため返送された場合は、当該更新連絡書を運転免許証更新連絡書通知者名簿とともに、1年間保管するものとする。

なお、返送された更新連絡書に係る更新予定者の現住所の調査及び更新連絡書の再発行は行わないものとする。

第13 免許証の更新

1 免許証更新申請者の選別、更新申請書の配布等

(1) 免許証の更新申請があった場合は、更新連絡書又は運転者管理業務選別資料と免許証を照合し、更新期間、更新時講習の種類、手数料等の額等を教示するものとする。

なお、更新連絡書を持参しなかった者の更新申請については、免許証により更新期間内であることを確認した後、運転者管理業務選別資料と照合し、更新時講習の種類、手数料の額等を教示するものとする。

(2) 更新期間前の更新申請者及び県外からの住所変更と同時に更新申請をする者については、次により処理するものとする。

ア 免許課においては、運管端末により警察庁情報処理センターへ照会して講習区分の選別を行い、選別した優良運転者講習（以下「優良講習」という。）対象者、一般運転者講習（以下「一般講習」という。）対象者、違反運転者講習（以下「違反講習」という。）対象者及び初回更新者講習（以下「初回講習」という。）対象者については、住所変更前の免許証を交付した公安委員会に照会の上、その内容の確認を行うこと。

イ 管轄警察署においては、免許課に選別を依頼すること。この場合、免許課は、前記アにより選別を行い、その結果を管轄警察署に通報すること。

(3) 優良講習、一般講習、違反講習及び初回講習については、運転免許証更新申請書（以下「更新申請書」という。）を配布するとともに、偽造・変造防止等を目的とした数字4桁2組の暗証番号（Personal Identification Numberをいう。以下「PIN番号」という。）について教示し、更新申請書の暗証番号欄に記載させ、更新手数料及び講習手数料を沖縄県収入証紙により徴収するものとする。

(4) 特定任意講習、高齢者講習等の受講者については、講習終了証明書により受講の有無を確認の上更新申請書を配布するとともに、PIN番号について教示し、更新申請書の暗証番号欄に記載させ、更新手数料を沖縄県収入証紙により徴収するものとする。

2 更新申請の受理等

(1) 更新申請の受理に当たっては、法第101条第1項に規定する更新期間内のものであること又は法第101条の2に規定するものであることを確認し、第4の規定に準じて処理するとともに、優良講習対象者、一般講習対象者、違反講習対象者及び初回講習対象者の区別を、更新連絡書により再確認し、更新申請書に明示するものとする。

(2) 更新申請書を受理したときは、PIN番号の記載の有無を確認し、記載していない者に対して再教示するとともに、即日交付を除き、更新免許証の交付予定日時を申請者に通知するものとする。

- (3) 免許証を有効期間内に交付できない場合は、旧免許証備考欄に「更新手続中」平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効、受理平成〇〇年〇〇月〇〇日と記載の上、公安委員会印を押印し、免許証を交付するまで引続き旧免許証で運転ができるよう措置するものとする。
- (4) 免許の効力の停止期間中に免許証の有効期間が満了する者については、当該処分執行の際、その旨を通知して有効期間内に更新申請を行うよう教示するものとする。
- (5) 免許証の更新期間前に更新申請を受理するときは、その理由を証明する書類を添付させるものとする。

3 適性検査及び免許の格下げ

- (1) 更新申請書を受理したときは、直ちに適性検査を行い、その結果を当該申請書の適性検査結果欄に記載し、適性検査実施者が確認印を押印するものとする。
- (2) 適性検査の結果、その者の免許に新たに条件（限定）を付すときは、「新〇〇〇」、現に付されている条件（限定）を解除するときは「解除」、条件を変更するときは「変更〇〇〇」と更新申請書及び免許証備考欄に記載するものとする。
- (3) 管轄警察署における適性検査の結果、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹に障害があつて判定が困難な場合は、免許課における適性相談を受けさせるものとする。この場合、免許課は、その結果を運転適性相談結果票に記載して更新申請者に交付し、管轄警察署に提出させるものとする。
- (4) 適性検査の結果、適性を欠く者が当該免許で運転することができる自動車等に係る他の免許について適性を有するときは、その免許に格下げして更新申請をさせることができる。
- (5) 前記（4）による格下げ更新申請を受理するに当たっては、当該申請書にその旨を記載するとともに、当該申請者に対し、同意書（様式第20号）を提出させるものとする。

4 更新申請の受付時間等

- (1) 日曜日における更新申請は、免許課においてこれを受理するものとする。
- (2) 更新申請の受付時間は、免許課及び管轄警察署において更新業務を行う日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時45分までとする。
- (3) 優良講習、一般講習、違反講習及び初回講習の講習開始時間等は、次表のとおりとする。

区分 場所	曜日	優良講習 (30分)	一般講習 (1時間)	違反講習 (2時間)	初回講習 (2時間)
本校	月～金・日曜日	09：45 10：45 14：00 15：20	09：45 14：30	09：45 14：30	09：30 14：00
中部分校	月～金曜日	09：45 14：30	09：45 14：30	09：45 14：30	09：30 14：15
北部分校	月～金曜日	09：45	09：45	09：45	14：00

		14 : 30	14 : 30		
宮古分校	月～金曜日	09 : 30	10 : 30	14 : 00	14 : 30
	※第2・第4水曜日及び第2・第4水曜日の翌日は、違反講習及び初回講習は実施しない。				
八重山分校	月～金曜日	09 : 30	10 : 30	14 : 00	14 : 30
	※第2・第4水曜日及び第2・第4水曜日の翌日は、違反講習及び初回講習は実施しない。				

5 優良講習

- (1) 優良講習に係る免許証は、即日交付を除き、原則として交付予定日に管轄警察署において交付するものとする。
- (2) 優良講習受講者については、更新申請書の「優」の表示を○で囲むものとする。
- (3) 特定任意講習受講済者に係る更新免許証の交付は、前記(2)に準じて行うものとする。

6 更新申請書の送付

離島地区を管轄する警察署で受理した更新申請書は、次により作成した免許証送付(交付)

()名簿(様式第21号)を添えて、免許課に送付するものとする。

ア 更新申請書の申請者氏名を受理番号順に記載するとともに、更新申請書の送付年月日及び免許証の交付予定日を記載すること。

イ 優良等講習対象者、特定任意講習受講済者、一般講習対象者、違反講習対象者及び初回講習対象者については、「優」「特」「一」「違」「初」の各欄のそれぞれ該当する文字を○で囲むこと。

第14 免許証の再交付

1 免許証再交付申請の受理

- (1) 免許証の再交付申請を受理するに当たっては、免許証の不正取得を防止するための必要な調査を行い、適正と認められるものについて受理するものとする。

また、受理する際には、運転免許証再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)のPIN番号の記載の有無を確認し、記載していない者に対して再教示し、確実に記載させるように努めること。

- (2) 再交付申請の理由が、亡失、滅失又は盗難に係るものである場合は、その理由を記載したてん末書を添付させるものとする。

- (3) 再交付申請書の作成に当たっては、免許台帳で照合確認を行うものとする。

- (4) 県外からの転入者が、免許証の住所変更届出前に免許証の亡失、滅失又は盗難により再交付申請をしたときは、再交付申請書にてん末書を添付させるほか、住民票の写し等の提示を求めて県内居住の有無を確認し、運転免許証記載事項変更届出を提出させるものとする。

- (5) 県外からの転入者に係る再交付申請については、ファイリング照会端末装置により交付した公安委員会に照会して申請者の免許台帳データを確認し、再交付申請書にちよう付された写真と照合し、本人であることを確認した上、受理するものとする。

- (6) 再交付申請書を受理したときは、免許課、中部分校、北部分校、宮古分校及び八

重山分校においては、即日交付とする。

2 再交付免許証の交付

免許課、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校及び警察署等（伊江・伊是名・伊平屋・南大東・北大東・粟国・多良間・渡名喜・渡嘉敷・大原・波照間・与那国駐在所及び久米島交番を含む。）で再交付免許証を交付するときは、再交付免許証交付簿（様式第22号）を作成し、申請者に免許証を交付するものとする。

3 免許課における再交付免許証の特例交付

(1) 免許課は、免許課の中部分室、北部分室又は管轄警察署において再交付申請手続を終了した者が関係書類を免許課に持参した場合に限り、再交付免許証の即日交付（以下「特例交付」という。）を行うものとする。

(2) 免許課における特例交付の受付時間は、午前8時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後4時45分までとする。

(3) 免許課は、特例交付の関係書類を受理したときは、免許台帳と照合確認の上、再交付免許証交付簿を作成するものとする。

第15 再試験に係る取消しに伴う併記免許証の処理

法第104条の2の2の規定により免許の取消しを行った後、他の種類の免許が残る免許証（以下「残免許証」という。）については、「自動車運転免許の再試験の実施に関する規程の制定について」（平成3年7月23日付け沖例規免第7号）に基づき処理するものとする。

第16 免許証の記載事項の変更

1 運転免許証記載事項変更届の提出

(1) 提出の場所（窓口）

運転免許証記載事項変更届は、免許課、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校及び警察署等（伊江、伊是名、伊平屋、南大東、北大東、粟国、多良間、渡名喜、渡嘉敷、座間味、波照間、大原、与那国駐在所及び久米島交番を含む。）で行うものとする。

(2) 提出書類

運転免許証記載事項変更届は、免許証とともに提出させるものとする。この場合において、次に掲げる変更の区分に応じた書面を添付又は提示させるものとする。

ア 本籍（外国人にあっては、国籍）又は氏名の変更については本籍地（外国人にあっては、国籍）記載の住民票の写しを添付させ、住所の変更についてはその事実を確認するに足りる書類を提示させるものとする。

イ 申請者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合の国籍又は氏名の変更については、旅券の写し又は外務省若しくは権限のある機関が発行する身分証明書を添付させるものとする。

2 運転免許証記載事項変更届の処理

運転免許証記載事項変更届に係る処理は、別表第4のとおりとする。この場合において、県外からの転入に係る運転免許証記載事項変更届を受理したときは、免許証記載事項変更届処理簿（県外）（様式第23号）に、県内居住者の運転免許証記載事項変更届を受理したときは、免許証記載事項変更届処理簿（県内）（様式第24号）に所要事項を記載し、処理するものとする。

なお、免許証記載事項変更届処理簿（県外）には、次表の県外転入照会番号を当該免許

証の交付年ごとに一連番号で記載すること。

県外転入照会番号

受付場所	コード	県外
免許課	9900	95001～99950
中部分校	8800	90001～93000
北部分校	1090	94501～95000
宮古分校	1111	93001～93500
八重山分校	1120	93501～93900
那覇署	1701	50001～55000
豊見城署	1702	55001～58001
糸満署	1703	58001～60000
与那原署	1704	60001～61000
浦添署	1705	61001～64000
宜野湾署	1706	64001～66500
沖縄署	1707	66501～69500
嘉手納署	1708	69501～70500
うるま署	1709	70501～70700
石川署	1710	70701～70900
名護署	1711	70901～71900
本部署	1103	94001～94480
宮古島署	1713	71901～72900
八重山署	1714	72901～74900
久米島交番	1014	99951～99980
伊江・伊是名・伊平屋駐在	1104	94481～94500
南大東駐在	2014	99981～99990
北大東駐在	3014	99991～99999
粟国駐在	4014	80001～80020
多良間駐在	5014	80021～80040
渡名喜駐在	6014	80041～80060
渡嘉敷駐在	7014	80061～80070
座間味駐在	7015	80071～80080
波照間駐在	8014	80081～80100
大原駐在	9014	80101～80120
与那国駐在	1121	93901～94000

3 運転免許証記載事項変更届の送付

中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校及び警察署等において受理した運転免許証記載事項変更届は、1週間以内に免許課に送付するものとする。

第17 国外運転免許証

1 国外運転免許証の交付申請の要件

国外運転免許証の交付を申請できる者の要件は、次のとおりとする。

- ア 道路交通に関する条約加盟国に渡航する者であること。ただし、同条約加盟国以外の国に渡航する者であるときは、申請者の希望によること。
- イ 免許の取消し又は停止をされていない者であること。
- ウ 申請者及び受領者は、原則として本人であること。

2 国外運転免許証の有効期間

国外運転免許証の有効期間は、発給の日から1年とする。

3 国外運転免許証を申請できる免許の種類及び交付

道路交通に関する条約による免許の種類及びこれに対応する免許の種類は、次表のとおりとし、国外運転免許証は、免許の種類に対応した区分により交付するものとする。

国外運転免許証の区分	国外運転免許証に対応する免許の種類
A	大型二輪免許及び普通二輪免許
B	大型免許、大型第二種免許、中型免許、中型第二種免許、普通免許又は普通第二種免許
C	大型免許、大型第二種免許、中型免許（8トン限定を除く。）又は中型第二種免許（8トン限定を除く。）
D	大型免許、大型第二種免許、中型免許（8トン限定を除く。）又は中型第二種免許（8トン限定を除く。）
E	けん引免許又はけん引第二種免許

4 国外運転免許証の交付申請等の処理

- (1) 国外運転免許証の交付申請は、免許課で受理するものとする。
- (2) 国外運転免許証の交付は、原則として申請日に行うものとする。
- (3) 国外運転免許証の返納は、免許課において受理するものとする。

5 国外運転免許証の交付申請に必要な書類等

国外運転免許証の交付申請には、次の書類等を添付させるものとする。

- ア 国外運転免許証交付申請書
- イ 写真（縦5センチメートル、横4センチメートル） 1枚
- ウ 旅券、乗員手帳等
渡航日等の関係から旅券等を提示できない場合は、県知事等が発行する証明書
- エ 申請者が現に受けている免許証
免許証の有効期間は、原則として、申請日から1年以上あるもの

第18 免許証の作成及び交付

1 免許証の作成

免許証の作成は、免許課、中部分校、北部分校、宮古分校及び八重山分校において行うものとする。

2 免許証の作成時期

免許証は、次の場合に作成するものとする。

- ア 試験場及び出張試験場において運転免許試験合格者があったとき。ただし、大型二種・中型二種・普通二種・大型・中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付免許試験合格者の免許証については、法第108条の2第1項第4号から第8号に規定する講習（以下「取得時講習」という。）を受講していない場合は、取得時講習を受講後所定の講習終了証明書を提出したとき。
- イ 即日作成を行っていない離島及び沖縄本島のへき地の出張試験については、試験官から運転免許試験合格者の運転免許申請書の引き継ぎを受けたとき。ただし、取得時講習を受講していない場合は、前記アのただし書を準用する。
- ウ 免許課又は管轄警察署で更新申請書を受理した後、更新時講習を受講したとき。
- エ 離島地区を管轄する警察署から更新申請書の送付を受けたとき。
- オ 特例交付の関係書類を受理したとき。
- カ 仮免許試験に合格したとき。
- キ 国外免許証の交付申請があったとき。
- ク 失効者（6か月を超え、1年未満の者）が適性検査を終えたとき。
- ケ 法101条の2の2第3項の規定により更新申請書の送付を受けたとき。
- コ 法第102条の規定による臨時適性検査の結果、法第103条の規定により免許の取消しを行った後、他の種類の免許が残ったとき。
- サ 法第104条の2の2の規定により免許の取消しを行った後、他の種類の免許が残ったとき。

3 免許証の作成要領

(1) 免許証の作成の順序及び要領は、仮免許を除き次表によるものとする。

順序	作業名	作業要領
1	免許証台紙への人定事項及び免許データ等の印字	警察庁情報処理センターからの受信データを運管端末で、免許証台紙に氏名、生年月日、本（国）籍、住所、交付年月日、照会番号、有効年、免許の条件、免許証番号、免許年月日、免許種別及びPIN番号を印字する。
2	写真撮影	(1) 受信データを印字した免許証申請書を運転免許証直接作成機に挿入し、写真撮影を行い、免許証を作成する。 (2) 管轄警察署から送付された免許申請書は、運転免許証直接作成機で複写して、免許証を作成する。

(2) 仮免許証については、人定事項を黒ペン等により記載するとともに、免許用写真をちょう付し、公安委員会印で刻印する。

(3) 免許証の写真撮影要領は、別表第5のとおりとする。

(4) 免許証台紙の作成要領及び記載内容の意味は、別表第6のとおりとする。

4 免許条件の表示等

免許証の作成整理に当たっての免許条件の表示及び使用する印影は、別表第7のとおり

とする。

5 免許証の送付

- (1) 免許課は、免許証を作成したときは、即日交付するものを除き、離島地区及び沖縄本島のへき地（以下「離島地区等」という。）を管轄する警察署が作成送付した運転免許申請書及び免許証送付（交付）名簿とともに、免許証を当該警察署に送付するものとする。
- (2) 免許証を送付するときは、原則として、破損、紛失等の事故を防止するため、免許証等送付袋を使用するものとする。
- (3) 離島地区等を管轄する警察署への免許証の送付は、原則として郵送により行うものとする。

6 免許証の交付日

免許証の交付日は、原則として次表によるものとする。

種別	申請場所等	交付日
新規(併記)免許証	免許課 中部分校 北部分校 宮古分校 八重山分校	運転免許試験に合格した日。ただし、大型二種・中型二種・大型・中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付免許のうち、取得時講習未受講者については、講習終了証明書を提出した日
	離島地区等を管轄する警察署	免許課が運転免許申請書の送付を受けてから、おおむね10日後。ただし、大型二種・中型二種・大型・中型・普通・普通二輪・大特・原付免許のうち、取得時講習未受講者については、当該警察署で免許証の送付を受けた後に、講習終了証明書の提出を受けた日
更新免許証	免許課 中部分校 北部分校 宮古分校 八重山分校	更新申請書を受理した後、更新時講習を受講した日。ただし、特定任意講習、高齢者講習等の受講済者については、更新申請書を受理した日
	離島地区等を	免許課が運転免許申請書の送付を受けてから、おおむね10日後。ただし、おおむね10日の指定日までに更新時講習を受講しなかった

	管轄する警察署	者については、講習受講後出頭した日
再交付免許証	免許課 中部分校 北部分校 宮古分校 八重山分校	再交付申請書を受理した日
	他都道府県警察の免許課	再交付申請をした場所に準ずる。
	離島地区等を管轄する警察署	再交付申請書を免許課に送付してから、おおむね10日後
残免許証	免許課	原則として即日交付。ただし、即日交付できなかった場合は、取消しの手続を行った日から、おおむね3日後で、免許課長の指定する日

7 免許証の交付

免許課及び管轄警察署において、免許証を交付するに当たっては、次により処理するものとする。

- (1) 管轄警察署において受理したもので、免許の拒否又は保留処分の対象となっているものについては、免許課と調整して処理するものとする。
- (2) 新規免許証及び仮免許証を交付するときは、免許証交付手数料を徴収して行うものとする。
- (3) 新規免許証の交付は、原則として、本人に直接交付するものとする。ただし、本人が次に掲げる特別の事情があり、交付日に出頭できない場合は、代理人（本人が指定する者）に対して交付することができる。
 - ア 病気、負傷等で入院のため交付日に出頭できないこと。
 - イ 冠婚葬祭等のため交付日に出頭できないこと。
 - ウ 身体の拘束を受けていること。
 - エ 出張、試験等のため交付日に出頭できないこと。
 - オ 大学に入学、会社に就職する等交付日に出頭できないこと。

カ その他やむを得ないと認めるに足りる事由があること。

(4) 免許証を代理人に受領させようとする者については、運転免許証の代理受領願（様式第25号）を提出させるものとする。

(5) 更新免許証の代理受領を認める場合は、特定任意講習を受講していない者については、交付までの間に更新時講習を受けさせるものとする。

(6) 再交付免許証の交付については、前記（3）を準用する。

第19 免許証の保管等

1 免許証の保管

(1) 免許証は、紛失等の事故を防止するため、新規免許証、更新免許証、再交付免許証、残免許証及び行政処分による免許証に区分して厳重に保管するものとする。

(2) 交付予定日又は返還予定日を経過して交付できなかった免許証（以下「未交付等免許証」という。）及び停止中の免許証については、停止・未交付免許証保管簿（様式第26号）に登載し、その取扱いの適正を期するものとする。

2 未交付等免許証の措置

管轄警察署長及び離島地区等を管轄する警察署長は、交付予定日及び返還予定日から1年を経過した免許証については、免許課に送付するものとする。

3 返納免許証の処理

免許課に返納された免許証の処分等は、次により行うものとする。

ア 法第107条の規定により返納された免許証及び新規免許証と引換えに返納された仮免許証については、返納等免許証廃棄処理簿（様式第27号）に記載して廃棄処分すること。

イ 免許課、管轄警察署で免許取消処分を執行した者の免許証は、免許課において処理すること。

ウ 更新免許証と引き換えた旧免許証は、廃棄処分すること。この場合、返納等免許証廃棄処理簿への記載は要しない。

エ 返納免許証等の廃棄処分は、適正に行うこと。

オ 返納免許証が死亡によるものであるときは、前記アに準じて処理するとともに、運転免許証返納連絡書（様式第28号）により免許課に連絡すること。

第20 免許台帳

1 免許台帳

免許台帳は、運転免許申請書、更新申請書及び県外転入変更届を充当するものとする。

2 免許台帳の整理保管

(1) 免許台帳は、次に掲げる場合に整理するものとする。

ア 免許証を交付するとき。

イ 仮免許が失効したとき。

ウ 免許の取得者が県外に転出したとき。

エ 免許証の記載事項を変更するとき。

オ 免許の条件又は限定を変更し、解除し、若しくは新たに条件等を付したとき。

カ 免許の取得者が死亡したとき。

キ 法第102条の規定に基づく臨時適性検査の結果、法第103条の規定により免許の取消

しを行った後、他の種類の免許が残ったとき。

ク 法第104条の2の2の規定により免許の取消しを行った後、他の種類の免許が残ったとき。

ケ その他必要と認める事項が生じたとき。

(2) 免許台帳の整理要領は、別表第8のとおりとする。

(3) 免許台帳は、免許課において免許証の交付年月日順に、別表第9のとおり配列して保管するものとする。

第21 臨時適性検査

臨時適性検査については、別に定める。

第22 運転経歴証明書の交付等

1 運転経歴証明書の交付

(1) 運転経歴証明書（法第104条の4第6項の規定により交付する書面をいう。以下同じ。）の交付は、免許課、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校、久米島交番、伊江駐在所、伊是名駐在所、伊平屋駐在所、南大東駐在所、北大東駐在所、粟国駐在所、多良間駐在所、渡名喜駐在所、渡嘉敷駐在所、座間味駐在所、波照間駐在所、大原駐在所及び与那国駐在所（以下「免許課等」という。）で行うものとする。

(2) 交付する場合は、住民票の写しその他の申請者の氏名、住所及び生年月日を確認することができる書類（以下「住民票の写し等」という。）の提示を求めるものとする。ただし、免許の取消しの申請と日と同じく運転経歴証明書の交付の申請をしようとする場合については、提示を求める必要はない。

2 運転経歴証明書の記載事項の変更

(1) 運転経歴証明書の記載事項の変更は、免許課等及び各警察署で行うものとする。

(2) 記載事項の変更は、当該変更に係る事項を確認することができる住民票の写し等の提示を求め、運転経歴証明書の裏面備考欄に当該変更に係る事項を記載し、運転免許証の記載事項の変更に使用する公安委員会の公印を押印するものとする。

3 運転経歴証明書の再交付

(1) 運転経歴証明書の再交付は、免許課等で行うものとする。

(2) 再交付は、申請用写真の提出を求めた上で行うものとする。この場合において、運転経歴証明書を汚損し、又は破損した場合にあっては、申請者が現に有する運転経歴証明書と引換えに再交付するものとする。

なお、運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した場合には、その事実を証するに足りる書類の提出を求めるものとする。

4 運転経歴証明書の返納

運転経歴証明書の返納は、免許課等及び各警察署で受理するものとする。

5 従前の運転経歴証明書を有する者に対する措置

(1) この要領の施行の際現に運転経歴証明書（以下「旧運転経歴証明書」という。）の交付を受けている者から運転経歴証明書の申請があった場合の交付は、免許課等で行うものとする。

(2) 交付は、申請用写真の提出を求めた上で、旧運転経歴証明書と引換えに行うものとする。

第23 その他

1 仮免許証用紙の受払い

免許課においては、仮免許証用紙受払簿（様式第29号）を備え付け、仮免許証用紙の受払い状況を明らかにしておくものとする。

2 免許照会

(1) 免許照会は、照会センターに行くか、各所属に設置されている県内免許照会業務端末を使用して行うものとする。

(2) 免許照会の結果、免許ファイルの内容に疑義がある場合、又は内容を補充する場合は、免許課に照会するものとする。ただし、県外居住者については、直接住所地都道府県警察の免許担当係に行くものとする。

附 則（平成22年12月10日沖例規免第4号）

附 則（平成23年6月30日沖例規免第1号）

附 則（平成24年3月7日沖例規免第2号）

附 則（平成25年2月5日沖例規免第1号）

別表第1（第2の1関係）

免許証の記載等に使用する公安委員会印省略

別表第2（第4の1、第13、第14及び第16関係）

運転免許申請書、受験票等の作成要領

1 運転免許申請書、受験票等の作成

(1) 運転免許申請書、受験票、再試験受験申込書、運転免許証更新申請書、運転免許証再交付申請書、限定解除審査申請書及び運転免許証記載事項変更届の申請者に記入させる各欄はタイプ又はインク若しくはボールペンにより楷書で明瞭に記載させること。

(2) 免許証台紙部分には記載させないこと。

(3) 受験票は、免許課、出張試験場等の試験受付窓口で運転免許申請書に添えて交付し、初回申請時に作成提出したものを最終運転免許試験合格まで継続使用させること。

2 運転免許申請書の事務処理要領

(1) 申請者に直接記入させる箇所は、申請年月日のほか、太枠で囲んだ次の欄、教習所名コード欄（失効免許証に係る申請の場合を除く。）及び病気の症状等申告欄（裏面）とすること。

ア 受けようとする免許（併記申請又は失効免許証に係る申請の場合は、受けようとする免許の種類）

イ 受付場所（併記申請又は失効免許証に係る申請の場合を除く。）

ウ 連絡先の電話番号

エ 仮免許証番号（併記申請又は失効免許証に係る申請の場合を除く。）

オ フリガナ、氏名、生年月日、性別、本籍・国籍及び住所（併記申請又は失効免許

証に係る申請の場合は、本籍・国籍及び住所を除く。)

カ 記載事項変更（併記申請又は失効免許証に係る申請の場合で、本籍・国籍、住所又は氏名に変更があるときに限る。）

キ 暗証番号の記入箇所

(2) 申請書各欄の記載要領

ア 氏名欄及びフリガナ欄

住民票の写しに基づき楷書で正確に記載させ、片仮名でフリガナを付けさせること。

(ア) 「キ」「エ」「ヲ」は「イ」「エ」「オ」に読み替えさせること。

(イ) 「ジ」「ヂ」「ズ」「ヅ」はそのまま使用させること。

(ウ) 日本人及び漢字を使用する外国人については、長音「ー」は使用させないこと。

例 栄太郎 ○ エイタロウ × エータロウ

一郎 ○ イチロウ × イチロー

(エ) 拗音は大文字を使用させること。

例 長五郎 チョウゴロウ

(オ) 記入方法

例フリガナニホンタロウ氏名日本太郎

a 日本人の場合の記入方法

申告による氏名のフリガナをそのまま記入させること。

例フリガナカネグスクイサム氏名兼城勇

フリガナカネシロイサミ氏名兼城勇

b 外国人の場合の記入方法

申請者が外国人である場合は、氏名は住民票の写し等における氏名の表記に基づき、ローマ字で記載させること。ただし、中国、韓国等氏名に漢字を使用している国に国籍を有する者については、次の記載例のとおりローマ字で記載した氏名の後に括弧書で漢字の氏名を記載させること

例フリガナボクメイ氏名BOKU（朴）MEI（明）

ファースト・ネーム、ミドル・ネーム、ラスト（ファミリー）・ネームを有する者については、ラスト・ネーム、ファースト・ネーム、ミドル・ネームの順に記載させるものとし、氏名の全部が記載できないときは、ミドル・ネームについては、頭文字のみを記載させること。

例フリガナドウジョン エイ氏名DOEJHON・A

イ 生年月日欄

(ア) 該当年号を○で囲ませた上、年月日を記入させること。

(イ) 外国人の場合は、西暦年号を我が国の元号による年月日に換算し、記入させること。

ウ 性別欄

該当する性別を○で囲ませること。

エ 本籍・国籍欄

(ア) 住民票の写し又は現在受けている免許証を確認して記載させること。

(イ) 日本国籍を有しない者については、片仮名又は漢字（漢字を記載するのは、中国、韓国等漢字を使用している国の国籍を有する者の場合）で国名を記入させること。

オ 住所欄

住民票の写し又は現在受けている免許証を確認して記載させること。

なお、住所については、小字名、アパート、マンション、県・市営住宅の棟別、階・号数等まで漢字処理で明示するので、詳細に記入させること。

例 那覇市松尾3-3-3松尾マンション5-105は、

那覇市松尾3丁目3番3号松尾マンション5階105号

カ 受けようとする免許欄（併記申請の場合は、受けようとする免許の種類欄）

申請者が受験する免許の略称（例 原付、普通、大自二、大型二）を記載させること。

キ 教習所名コード欄（失効免許証に係る申請の場合を除く。）

(ア) 指定自動車教習所は、該当コードを記入させること。

(イ) 未指定自動車教習所又は県外の自動車教習所の場合は、空欄にさせること。

ク その他

(ア) 申請年月日は、申請当日記入させること。

(イ) 連絡先の電話番号欄は、自宅、勤務先又は携帯電話の電話番号を記載させること。

(ウ) 免許の併記申請又は失効免許証に係る申請の場合は、運転免許申請書の表側余白部分に現在受けている免許証の表面及び裏面を複写し、又は複写したものを貼付すること。

(3) 事務処理の要点

申請者が直接記入した箇所について、前記2の(2)により記載内容の点検及び所要の補正を行い、次により処理すること。

ア 免許条件欄

適性試験の結果に基づき付与すべき条件を記入すること。

イ 試験結果欄

適性検査の結果を記入すること。

ウ 応急救護処置確認印欄（併記申請の場合は、応急救護確認欄）

取得時講習修了証明書等を確認の上、押印すること。

3 受験票の事務処理要領

(1) 申請者に直接記入させる箇所は、太枠で囲んだ次の欄とすること。

ア フリガナ、氏名、生年月日及び性別

イ 受験する免許種別

ウ 併記申請の場合は、免許の条件、免許証番号及び免許の種類

(2) 事務処理の要点

ア 申請者が直接記載した箇所を免許証、住民票の写し等と照合し、所要の補正を行うこと。

イ 受験年月日及び受験番号を記入して交付すること。

ウ 新規申請の場合は仮免許証の有効期限を、併記申請の場合は現在受けている免許の有効年月日又は仮免許証の有効期限を確認すること。

エ 写真欄に写真を貼付し、刻印すること。

(3) その他の処理

ア 適性試験欄に適性試験結果を記入すること。

イ 適性試験、学科試験又は技能試験の合格者については、それぞれ適性試験欄、学科試験欄又は技能試験欄に合格証印を押印すること。

ウ 技能試験（仮免許の技能試験を除く。）の合格者の受験票は、試験官から直接免許登録窓口を引き継ぐこと。

4 再試験受験申込書の事務処理要領

(1) 申請者に直接記入させる箇所は、申請年月日のほか、太枠で囲まれた次の欄とすること。

ア フリガナ、氏名及び生年月日

イ 記載事項変更（本籍・国籍、住所又は氏名に変更があった場合に記載）

ウ 受けようとする免許の種類

(2) 事務処理の要点

申請者が直接記入した箇所を免許証、住民票の写し等と照合し、所要の補正を行うこと。

5 運転免許更新申請書の事務処理要領

(1) 申請者に直接記入させる箇所は、申請年月日のほか、太枠で囲まれた次の欄とすること。

ア フリガナ、氏名及び連絡先の電話番号

イ 記載事項変更（本籍・国籍、住所、氏名、生年月日又は性別に変更があった場合に記載）

ウ 暗証番号の記入箇所

(2) 事務処理の要点

ア 申請者が直接記入した箇所を免許証、住民票の写し等と照合し、所要の補正を行うこと。

イ 免許証の記載事項に変更がある場合は、住民票の写し等で確認すること。

ウ 通常更新、期間前更新（特更）、格下げ更新（格更）の別について資料区分の該当番号を○で囲むこと。

エ 免許の条件を変更し、又は新たに免許条件を付与する場合は、更新時に与える場

合の条件欄に記載すること。

オ 免許の格下げを行う場合は、格下げ後の免許の種類欄の該当する免許の種類を○で囲むこと。

カ 暗証番号欄を記入していない者に対しては、暗証番号の必要性について教示し、応じない場合は暗証番号を設定しない旨押印又は署名をさせること。

6 運転免許証再交付申請書の事務処理要領

(1) 申請者に直接記入させる箇所は、申請年月日のほか、太枠で囲まれた次の欄とすること。

ア 再交付理由

イ フリガナ、氏名、性別、生年月日、本籍、住所、免許の種類、連絡先（電話番号）及び交付公安委員会名

ウ 記載事項変更（本籍・国籍、住所、氏名及び生年月日に変更がある場合に記載）

エ 暗証番号の記入箇所

(2) 事務処理の要点

ア 免許台帳で申請者の写真、記載内容等の確認を行うこと。

イ 現に受けている免許欄の免許番号を記入すること。

ウ 運転免許証遺失・盗難てん末書又は運転免許証汚損・破損てん末書の点検を行い、再交付理由欄と照合すること。

エ 登録年月日番号欄は記入せず、空欄とすること。

オ 暗証番号を記載していない者に対しては、暗証番号の必要性について教示し、応じない場合は、暗証番号を設定しない旨押印又は署名をさせること。

7 限定解除審査申請書の事務処理要領

(1) 申請者に直接記入させる欄は、申請年月日の外、太枠で囲まれた次の欄とすること。

ア ふりがな、氏名及び生年月日

イ 限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件

ウ 免許証の記載事項の変更の有無

(2) 事務処理の要点

申請者が直接記入した箇所を免許証、住民票の写し等と照合し、所要の補正を行うこと。

8 運転免許証記載事項変更届の事務処理要領

(1) 申請者に直接記入させる箇所は、太枠で囲まれた次の欄とすること。

ア 申請日、届出者氏名及び連絡先の電話番号

イ 現有免許証

ウ 変更した事項

(2) 本籍・国籍、氏名、生年月日及び性別の変更届

ア 運転免許証記載事項変更届に本籍地（外国人にあっては、国籍）が記載されている住民票の写しを添付させること。

イ 記載要領は、前記2の(2)のとおりとする。

(3) 事務処理の要点

申請者が直接記載した箇所を免許証、住民票の写し等と照合し、所要の補正を行うこと。

ア 登録年月日

運転免許証記載事項変更届の申請日を入力すること。

イ 登録番号

県外からの転入について、従来の変更照会番号を記載すること。

ウ ICカード免許証への追記登録等

記載事項変更の記載要領は、別表第4のとおりとする。

別表第3 (第11の3 関係)

審査合格及び限定解除の記載及び追記要領

記載時期	備考欄記載要領例	追記装置措置要領
審査未済の者が審査に合格したとき。	備考欄に 「平・・・審査（普1）合格」 「平・・・審査（普1・2）合格」 「平・・・審査（普2）合格」 「平・・・審査（軽360）合格」 等の印を押し、その末尾に公安委員会印（沖縄公委）を押すとともに、未済の記載事項を抹消する。	「平・・・審査（普1）合格」等を記録する。 券面の「普通車は自三車・軽車（360）のみ運転可」等は記載事項を抹消する。
車種の限定解除審査に合格したとき。	備考欄に 「平・・・大型車限定解除」 「平・・・普通車限定解除」 「平・・・普通二輪限定解除」 「平・・・大特車限定解除」 「平・・・旅客者限定解除」 「平・・・け引限定解除」 等を記載し、その末尾に公安委員会印（沖縄公委）を押すこと。	記録する。
車種の限定解除以外に条件を解除したとき。	備考欄に 「平・・・眼鏡等の条件解除」 等を記載し、その末尾に公安委員会印（沖縄公委）を押すこと。	記録する。
付与されている条件（車種の限定）を変更したとき。	備考欄に 「平・・・条件変更〇〇については〇〇」 等を記載し、その末尾に公安委員会印（沖縄公委）を押すこと。	記録する。

別表第4（第16の2関係）

運転免許証記載事項変更届事項の記載及び追記要領

種別	変更事項例	処理要領		
		I C カード免許証 (追記装置設置窓口)	I C カード免許証 (追記装置非設置窓口)	従来の免許証
住所変更 県内	平成21年1月4日付けで、那覇市西三丁目3番10号に住所を変更する変更届を受理した場合	I C チップに新住所を追記するとともに、備考欄に次の例のように記載する。 備考欄記載例 平成21年1月4日 新住所 那覇市西三丁目3番10号 沖縄公委	備考欄に次の例のように記載するとともに、当該申請者に対して、追記装置設置窓口を教示し、I C チップに新住所を追記するよう指導する。 備考欄記載例 平成21年1月4日 新住所 那覇市西三丁目3番10号 沖縄公委 I C 手続未済	備考欄に次の例のように記載する。 備考欄記載例 平成21年1月4日 新住所 那覇市西三丁目3番10号 沖縄公委
県外	平成21年1月4日付けで、東京都から那覇市西三丁目3番10号に転入した変更届を受理し、変更照会番号00002を付与した場合	I C チップに新住所を追記するとともに、備考欄に次の例のように記載する。 備考欄記載例 平成21年1月4日 新住所 那覇市西三丁目3番10号 変更照会番号00002 沖縄公委	備考欄に次の例のように記載するとともに、当該申請者に対して、追記装置設置窓口を教示し、I C チップに新住所を追記するよう指導する。 備考欄記載例 平成21年1月4日 新住所 那覇市西三丁目3番10号 変更照会番号00002 沖縄公委 I C 手続未済	備考欄に次の例のように記載する。 備考欄記載例 平成21年1月4日 新住所 那覇市西三丁目3番10号 変更照会番号00002 沖縄公委

本籍変更	平成21年1月4日付けで、沖縄県那覇市西三丁目3番地10に本籍を変更する変更届を受理した場合	<p>ICチップに新本籍を追記するとともに、備考欄に次の例のように記載する。</p> <p>備考欄記載例 平成21年1月4日 本籍変更 沖縄公委</p>	<p>備考欄に次の例のように記載するとともに、当該申請者に対して、追記装置設置窓口を教示し、ICチップに新本籍を追記するよう指導する。</p> <p>備考欄記載例 平成21年1月4日 本籍変更 沖縄公委 IC 手続未済</p>	<p>備考欄に次の例のように記載する。</p> <p>備考欄記載例 平成21年1月4日 新本籍 沖縄県那覇市西三丁目3番地10 沖縄公委</p>
氏名変更	平成21年1月4日付けで、沖縄花子と氏名を変更する変更届を受理した場合	<p>ICチップに新氏名を追記するとともに、備考欄に次の例のように記載する。</p> <p>備考欄記載例 平成21年1月4日 新氏名 沖縄花子 沖縄公委</p>	<p>備考欄に次の例のように記載するとともに、当該申請者に対して、追記装置設置窓口を教示し、ICチップに新氏名を追記するよう指導する。</p> <p>備考欄記載例 平成21年1月4日 新氏名 沖縄花子 沖縄公委 IC 手続未済</p>	<p>備考欄に次の例のように記載する。</p> <p>備考欄記載例 平成21年1月4日 新氏名 沖縄花子 沖縄公委</p>
生年月日の変更	平成21年1月4日付けで、生年月日の変更届を受理した場合	<p>生年月日はICチップに追記できないため、免許証を再作成する。</p> <p>再作成した免許証を後日交付する場合、変更前の免許証の備考欄に次の例のように記載し、後日、再作成したICカード免許証と交換する。</p> <p>備考欄記載例 平成21年1月4日 新生年月日〇年〇月〇 有効年月日〇年〇月〇日 沖縄公委</p>		
本籍	平成21年1月4日付けで、沖縄県那覇市西三	ICチップに新本籍及び新	備考欄に次の例のように記載すると	備考欄に次の例のように記載す

と 氏 名 の 同 時 変 更	丁目3番地10に本籍を 変更するとともに、沖 縄花子と氏名を変更す る変更届を受理した場 合	氏名を追記す るとともに、 備考欄に次の 例のように記 載する。 備考欄記載例 平成21年1月 4日 本籍変 更 新氏名 沖縄花子 沖 縄公委	ともに、当該申請 者に対して、追記 装置設置窓口を教 示し、ICチップ に新本籍及び新氏 名を追記するよう 指導する。 備考欄記載例 平成21年1月4日 本籍変更 新氏 名 沖縄花子 沖 縄公委 IC手続 未済	る。 備考欄記載例 平成21年1月4 日 新本籍 沖 縄県那覇市西三 丁目3番地10 新氏名 沖縄花 子 沖縄公委
本 籍 ・ 住 所 ・ 氏 名 の 同 時 変 更	平成21年1月4日付け で、本籍を沖縄県那覇 市西三丁目3番地10に、 住所を那覇市西三丁目 3番10号に変更し、沖 縄花子と氏名を変更す る変更届を受理した場 合	ICチップに 新本籍、新住 所及び新氏名 を追記すると ともに、備考 欄に次の例の ように記載す る。 備考欄記載例 平成21年1月 4日 本籍変 更 新住所 那覇市西三丁 目3番10号 新氏名 沖縄 花子 沖縄公 委	備考欄に次の例の ように記載すると ともに、当該申請 者に対して、追記 装置設置窓口を教 示し、ICチップ に新本籍、新住所 及び新氏名を追記 するよう指導する。 備考欄記載例 平成21年1月4日 本籍変更 新住 所 那覇市西三丁 目3番10号 新氏 名 沖縄花子 沖 縄公委 IC手続 未済	備考欄に次の例 のように記載す る。 備考欄記載例 平成21年1月4 日 新本籍 沖 縄県那覇市西三 丁目3番地10 新住所 那覇市 西三丁目3番10 号 新氏名 沖 縄花子 沖縄公 委
県 外	平成21年1月4日付け で、東京都から転入し、 本籍を沖縄県那覇市西 三丁目3番地10に、住 所を那覇市西三丁目3 番10号に変更し、沖縄 花子と氏名を変更する	ICチップに 新本籍、新住 所及び新氏名 を追記すると ともに、備考 欄に次の例の ように記載す	備考欄に次の例の ように記載すると ともに、当該申請 者に対して、追記 装置設置窓口を教 示し、ICチップ に新本籍、新住所	備考欄に次の例 のように記載す る。 備考欄記載例 平成21年1月4 日 新本籍 沖

	<p>変更届を受理し、変更照会番号00002を付与した場合</p>	<p>る。 備考欄記載例 平成21年1月4日本籍変更新住所那覇市西三丁目3番10号新氏名 沖繩花子 変更照会番号00002 沖繩公委</p>	<p>及び新氏名を追記するよう指導する。 備考欄記載例 平成21年1月4日本籍変更新住所 那覇市西三丁目3番10号 新氏名 沖繩花子 変更照会番号00002 沖繩公委 IC 手続未済</p>	<p>縄県那覇市西三丁目3番地10 新住所 那覇市西三丁目3番10号 新氏名 沖繩花子 変更照会番号00002 沖繩公委</p>
<p>備考欄に「IC手続未済」と記載されたICカード免許証に追記する場合</p>	<p>備考欄に記載されている新記載事項、新条件又は条件解除をICチップに追記するとともに、備考欄に次の例のように記載する。 備考欄記載例 (記録年月日) IC手続済 沖繩公委</p>			
<p>住所の変更はないが、住所の電磁的記録を希望する場合</p>	<p>ICカード免許証の券面又は備考欄に記載されている最新の住所をICチップに追記する。</p>	<p>当該申請者に対し、追記装置設置窓口を教示する。</p>		

別表第5 (第18の3関係)

免許証の写真撮影要領

- | |
|---|
| <p>1 免許証の写真撮影は、次の区分により行うこと。
(1) 免許課及び管轄警察署においては、新規・併記免許試験の合格者及び更新・再</p> |
|---|

交付申請者について、運転免許証直接撮影機を使用して各運転免許申請書に申請者を撮影すること。また、免許課の日曜日の窓口における更新申請者についても同様な取扱いとする。

(2) 離島地区を管轄する警察署における各種運転免許申請は、免許課において各運転免許申請書に免許用写真をちよう付したものを、免許証の色分け区分による外部フィルムを用いて撮影すること。

(3) 免許課における特例措置

ア 更新、新規、併記又は再交付申請者が、免許証用の写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚を持参した場合は、当該申請者の希望に応じて、当該写真により免許証を作成すること。

イ 免許証用の写真として不適当な写真を持参した場合は、当該写真の不適当な点を教示した上、直接撮影機により撮影を行うか、又は別の写真を提出するように教示すること。

ウ 持参した免許証用の写真により免許証を作成する場合において、作成に時間を要し、免許証の交付が後日となる場合は、当該申請者に対して、その旨を説明した上、理解を得ること。

2 免許証の写真撮影に当たっては、事前に免許証台紙の氏名、生年月日、本籍（国籍）、住所、免許条件及び免許種別を確認させ、誤りを補正しておくこと。

3 免許証用カードは、高温、直射日光の当たる場所を避け、風通しのよい冷暗所に保管すること。（できる限り備付けの冷蔵庫を使用すること。）

4 撮影機は、責任者を指定して保守管理の徹底を期すこと。

5 免許証用写真及び直接撮影写真の容姿等に関する許容範囲

(1) 基本的な考え方

道路交通法施行規則第17条第2項第8号に規定する写真の要件を満たすものであることを前提とした上、容姿等については社会通念上、個人識別が容易にできるものであることを基本とし、具体的には個々の場合において判断するものとする。

(2) 具体例

ア 無帽（頭髪に係るものを含む。）について

(ア) ヘアーバンドの使用は、その形態によるが、一般的にはその使用により個人識別に支障がないことから許容するものとする。

(イ) スカーフ等の使用は、やむを得ない事情（病気で髪の毛が抜けている等）の場合は、許容するものとする。

(ウ) かつらを使用する者、まげを結っている者等は、その者の日常生活の容姿である場合は、許容するものとする。

イ 正面について

ほぼ正面に近い状態であり、個人識別が容易にできるものであれば許容するものとする。

ウ 上三分身について

顔のみのものや上半身のものは、様式に著しく合致しないことから許容できないものとする。

エ 無背景について

無背景であっても背景の色が極端な原色（赤、黒等）のものなどは、背景の色がきついことから、個人識別が容易でないものについては、許容できないものとする。

オ 顔の表情等について

(ア) 極端に口を大きく開ける、目を閉じる等の個人識別が容易でないものについては、許容できないものとする。ただし、微笑んでいるものについては、個人識別が可能な限り許容するものとする。

(イ) 整形手術により、現在の容姿と著しく相違するものは許容できないものとする。

(ウ) ピアス、イヤリング等の装飾品は、その形態にもよるが、一般的には個人識別に支障がない限り許容するものとする。

カ 眼鏡等の使用について

(ア) 眼鏡（視力の矯正を目的としないものを含む。）を使用している者に対しては、眼鏡条件がない場合でも、その者が当該眼鏡を日常生活の容姿としているときは許容するものとする。

(イ) サングラスを使用している者に対しては、病気や負傷等により必要としている場合には、色、形状等によって、個人識別が著しく困難なときを除き、許容するものとする。この場合において、サングラスの色、形状等により、個人識別に何ら影響を与えない場合には、病気や負傷等のない者に対しても許容するものとする。

別表第6（第18の3関係）

免許証台紙の作成要領及び記載内容の意味

免許証台紙各欄の記載は、運管端末による即時処理で印字作成するが、免許証備考欄等に記載を要する事項、同記載要領、記載時の留意点その他免許証台紙記載内容の意味は、次のとおりとする。

1 運管端末による免許証台紙の作成

(1) 氏名、生年月日、本（国）籍、住所（以下「漢字データ」という。）を運転免許申請書に記載されたとおり、運管端末のキーボード盤の文字等をペンタッチ又はキータッチして県警察電算機の免許ファイルに入力する。

(2) 免許証番号、新免許条件及び新規・併記免許取得は免許種別（以下「免許データ」という。）をキータッチして同じく免許ファイルに入力する。

免許データのうち、交付年月日、照会番号、有効年及び新規免許証番号は、電算機が自動的に付与するため、入力を要しない。

(3) 免許証台紙の印字

上記(1)、(2)の漢字データ及び免許データを入力することにより、県警察電算機で電算コードに編集し、自動変換の上、直ちに警察庁情報処理センターの電算機に

送信する。

同センターから回報された免許データと県警察電算機の免許ファイルに入力した漢字データが同時に運管端末に返信され、運管端末の印字装置（プリンター）に装着した運転免許申請書下欄の免許証台紙に出力印字される。

（４） 免許証台紙に文字を手書き記入する場合

電算機の熟語ブックに収録されていない文字は、入力できないので手書きで書き込むことになる。

２ 免許証記載内容の意味

（１） 新規免許証の交付年月日は、即日交付又は交付予定年月日であり、更新免許証の交付年月日は、更新年月日（申請年月日）であり、再交付免許証及び残免許証は、旧免許証の交付年月日である。

（２） 交付年月日は、２桁で記載される。

例 交付年月日が平成８年10月１日の場合は
平成08年10月01日と記載される。

（３） 照会番号は、５桁で記載される。

例 02345

ア すべて電算管理により自動的に付与する。

イ 再交付免許証及び残免許証の照会番号は、旧免許証の照会番号である。

３ 免許の条件等の作成

免許証台紙の免許の条件等欄に「その他」と印字されているものについては、免許証の備考欄に必要な免許の条件を記載し、末尾に公安委員会印（沖縄公委）を押印すること。

４ 免許証番号、免許年月日及び免許の種類

警察庁情報処理センターから送信された免許データを運管端末で印字する。

（１） 免許証番号は、県警察電算処理システムの電子計算機で管理し、新規免許登録時に付与されるが、公安委員会コード、年別記号、交付番号及び再交付記号並びにチェックデジット（12桁の数）をもって構成する。

（２） 免許証番号は、当該免許が取消されるまでは再交付記号を変更するほかは変更しない。

（３） 免許を現に受けている者に対し異なる種類の免許の新規免許証（法第92条第2項）を交付する場合並びに失効再取得による新規免許証（法第97条の2第1項第2号）、更新免許証（法第101条及び法第101条の2）及び残免許証（法第107条第2項）を交付する場合も同一番号を継続し、変更されない。

（４） 再交付免許証を交付する場合は、汚損、破損等により引替え交付するものを除き、再交付記号（1回の場合「1」以下回数に応じて現在の記号に1を加えた数。ただし、10回目は「1」にもどる。）のみ変更される。

（５） 免許証を有する者が他県に住所を変更し、又は他県から本県へ住所を変更した場合についても当該免許証番号は変更されない。

（６） 免許年月日は、次の区分による。

ア	第一種免許 二・小・原（大自二・普自二・小特・原付免許）
イ	第一種免許 その他（大型・普通・大特・中型・けん引免許）
ウ	第二種免許（第二種免許の全免許）
エ	同一区分内において2以上の免許を有する場合は、最初に受けた免許の免許年月日である。
	（7） 免許の種類は、現に有している免許及び交付を受ける免許については「1」を、免許を有していないものについては「0」を印字すること。
	5 留意事項
	（1） 免許証台紙に記載する文字を手書きする場合は楷書とし、黒インク又は黒ボールペンを用いること。
	（2） 免許証に使用する公安委員会印は朱肉を用い、その他の印章は黒の不滅インクを用いること。
	（3） 免許証への記載は、常に正確を期し、誤記又は記載もれのないように細心の注意を払うこと。
	（4） 作成された免許証については、住民票の写しと照合して確認を行うこと。

別表第7（第18の4関係）

免許証の条件表示表及印影

	免許の条件等の内容	免許の条件等	コード	順位
審査未済	旧自動三輪免許で審査未済のもの（同免許を失効し、試験の一部免除の規定の適用を受けた普通免許で、旧三輪に限定されているものを除く。）	審査（普1）未済	010 （注2）	3
	旧自動三輪第二種免許で審査未済のもの（同免許を失効し、試験の一部免除の規定の適用を受けた普通免許で、旧三輪に限定されているものを除く。）	審査（普1・普2）未済	020 （注2）	
	旧自動三輪第二種免許で第一種免許に係る審査は合格しているが、第二種免許に係る審査は合格していないもの（同免許を失効し、試験の一部免除の規定の適用を受けた普通第二種免許で、旅客自動車に係る普通自動車については旧三輪に限定されているものを除く。）	審査（普2）未済	030 （注2）	
	旧軽免許で審査未済のもの（同免許を失効し、試験の一部免除の規定の適用を受けた普通免許で、旧軽に限定されているものを除く。）	審査（軽車360）未済	040 （注2）	
車種	大型免許又は大型第二種免許に限定が付されているもの	大型車はマイクロバスに限る。	100	4

限定	大型免許、大型第二種免許、中型免許又は中型第二種免許で身体障害者以外に限定が付されているもの	その他	110	2
	大型免許のみに限定が付されているもの	大型車は自衛隊用自動車に限る。	111	
	中型免許又は中型第二種免許に限定が付されているもの	中型車は中型車（8 t）に限る。	112	
	中型免許がAT車に限定されているもの又は中型免許及び中型第二種免許に限定が付されているもの	中型車（8 t）と普通車はAT車に限る。	113	
		中型車（8 t）と普通車はAT車に限る（軽車360は除く。）。	114	
	中型第二種免許のみに限定が付されているもの	中型車（8 t）と普通車の旅客車はAT車に限る。	115	
		旅客車は中型車（8 t）と普通車に限る。	116	
	普通第一種免許がAT車に限定されているもの又は普通第一種免許及び普通第二種免許がAT車に限定されているもの	普通車はAT車に限る。	120	
		普通車はAT車に限る（軽車360は除く。）。	121	
	普通第二種免許のみがAT車に限定されているもの	普通車の旅客車はAT車に限る。	130	
	普通免許又は普通第二種免許で身体障害者又は審査未済以外に限定が付されているもの	普通車は自三車、軽車（360）に限る。	140	
		普通車及び旅客車は自三車、軽車（360）に限る。	150	
		普通車の旅客車は自三車に限る。	160	
		普通車は軽車（360）に限る。	170	
普通車はミニカーに限る。		180		
その他		190		
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許に限定が付されているもの	大特車はカタピラ車に限る。	200	4	
	大特車は総重量5 t未満に限る。	210		

	大特車はロード・ローラに限る。	220	
	大特車は農耕車に限る。	230	
	大特車は総重量5t未満のカタピラ車に限る。	240	
	大特車はカタピラ車及び総重量5t未満に限る。	250	
	大特車はカタピラ車及び農耕車に限る。	260	
	大特車は農耕車及び総重量5t未満に限る。	270	
	その他	280	
けん引免許又はけん引第二種免許に限定が付されているもの	けん引は総重量5t未満の重被けん引車に限る。	300	
	けん引はカタピラ車に限る。	310	
	けん引は農耕車に限る。	320	
	けん引はカタピラ車及び農耕車に限る。	330	
	セミトレーラー以外の総重量2t未満の被けん引車に限る。	331	
	その他	340	
普通二輪免許に限定が付されているもの	普通二輪は小型二輪に限る。	350	2
	普通二輪は小型二輪のAT車に限る。	351	
	普通二輪はAT車に限る。	352	
	普通二輪はAT車に限る（小型二輪は除く。）。	353	
大型二輪免許に限定が付されているもの	二輪車は排気量0.6	354	

		501以下のAT車に限る。		
		二輪車は排気量0.6 501以下のAT車に限る (普通二輪は除く。)	355	
		二輪車は排気量0.6 501以下のAT車に限る (小型二輪は除く。)	356	
	大型二輪免許又は普通二輪免許に限定が付されているもの	その他	360	
身体障害者	補聴器の使用を義務付けられているもの	補聴器	400	5
	補聴器を使用すべきこととし、補聴器を使用しないときは、運転することができる自動車等の種類を普通車の乗用車に限定し、特定後写鏡を車室内において使用し、かつ、聴覚障害者標識を府令第9条の6に規定する方法で付すべきこととするもの	補聴器(使用しない場合は特定後写鏡で聴覚障害者標識表示をつけた普通車の乗用車に限る。)	401	1
	上記以外の聴覚障害者	特定後写鏡で普通車の乗用車に限る。	402	
身体障害者の車両に限定されているもの	大型免許又は大型第二種免許	(左記免許に付く限定)	410	5
		中型免許又は中型第二種免許	AT車に限る。	900
		中型車(8t)と普通車に限る。	910	
		AT車の中型車(8t)と普通車に限る。	911	
		中型車(8t)と普通車はAT車に限る。	920	
		中型車(8t)と普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る。	921	
		中型車(8t)と普通車は下肢で運転できるAT車に限る。	922	
		中型車(8t)と普通車はAT車で手動式のアクセルに限る。	923	
	中型車(8t)と普通車はAT車で手動式	924		

		のブレーキに限る。		
		中型車（8 t）と普通車は手動式のアクセルに限る。	925	
		中型車（8 t）と普通車は手動式のブレーキに限る。	926	
		中型車（8 t）と普通車はアクセルを操作上有効な状態に改造したものに限り。	927	
		中型車（8 t）と普通車はブレーキを操作上有効な状態に改造したものに限り。	928	
		中型車（8 t）と普通車はクラッチを操作上有効な状態に改造したものに限り。	929	
		中型車（8 t）と普通車は各ペダルを操作上有効な状態に改造したものに限り。	930	
		中型車（8 t）と普通車は左アクセルに限る。	931	
		その他	940	
	普通免許又は普通第二種免許	普通車は軽車（660）に限り。	420	5
		普通車は軽車（550）に限り。	430	
		普通車は軽車（360）に限り。	440	
		普通車は総重量1.5 t以下に限り。	450	
		普通車は総重量1.2 t以下に限り。	460	
		AT車に限る。	470	
		普通車に限る。	471	

AT車の普通車に限る。	480
普通車はAT車に限る。	481
普通車は総重量1.5t以下のAT車に限る。	490
普通車は総重量1.2t以下のAT車に限る。	(注1)
普通車は総重量1.5t以下のAT車に限る。	491
普通車は総重量1.2t以下のAT車に限る。	492
普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る。	500
普通車は総重量1.5t以下でアクセル・ブレーキは手動式のAT車に限る。	510
普通車は総重量1.2t以下でアクセル・ブレーキは手動式のAT車に限る。	(注1)
普通車は総重量1.5t以下でアクセル・ブレーキは手動式のAT車に限る。	511
普通車は総重量1.2t以下でアクセル・ブレーキは手動式のAT車に限る。	512
普通車は総重量1.5t以下でアクセルは手動式のAT車に限る。	513
普通車は総重量1.2t以下でアクセルは手動式のAT車に限る。	514
普通車は総重量1.5t以下でブレーキは手	515

動式のAT車に限る。	
普通車は総重量1.2 t以下でブレーキは手動式のAT車に限る。	516
普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る。	521
普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のAT車に限る。	522
普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る。	523
普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式のAT車に限る。	524
普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセルは手動式のAT車に限る。	525
普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でブレーキは手動式のAT車に限る。	526
普通車はミニカーに限る。	520
普通車は下肢で運転できるAT車に限る。	530
普通車はAT車で手動式のアクセルに限る。	531
普通車はAT車で手動式のブレーキに限る。	532
普通車は手動式のアクセルに限る。	533
普通車は手動式の	534

	ブレーキに限る。		
	普通車は排気量2.0 1以下に限る。	535	
	普通車は排気量1.5 1以下に限る。	536	
	普通車は排気量1.2 1以下に限る。	537	
	普通車はアクセル を操作上有効な状態 に改造したものに限 る。	538	
	普通車はブレーキ を操作上有効な状態 に改造したものに限 る。	539	
	普通車はクラッチ を操作上有効な状態 に改造したものに限 る。	540	
	普通車は各ペダル を操作上有効な状態 に改造したものに限 る。	541	
	普通車は左アクセ ルに限る。	542	
	その他	550	
大型特殊免許、大型特殊第二 種免許、けん引免許又はけん引 第二種免許	(左記免許に付く 限定)	560	5
大型二輪免許又は普通二輪免 許	二輪車はAT車で左 手ブレーキに限る。	570	5
	二輪車はAT車で前 後輪ブレーキは手動 式に限る。	580	
	二輪車はAT車に限 る。	590	
	二輪車は側車付き に限る。	591	
	二輪車は右手ブレ	592	

	一キに限る。		
	二輪車は左手ブレーキに限る。	593	
	二輪車は足ブレーキに限る。	594	
	二輪車はブレーキを操作上有効な状態に改造したものに限り。	595	
	二輪車はクラッチを操作上有効な状態に改造したものに限り。	596	
	二輪車はハンドル・サドルを低くし有効な状態に改造したものに限り。	597	
	普通二輪は排気量0.2501以下に限る。	598	
	小型二輪に限る。	599	
	普通二輪は排気量0.0901以下に限る。	600	
	普通二輪は排気量0.0551以下に限る。	601	
	その他	610	
小型特殊免許	(左記免許に付く限定)	620	5
原付免許 (原付免許の上位の免許を受けているものを含む。)	原付車はAT車で左手ブレーキに限る。	630	5
	原付車はAT車で前後輪ブレーキは手動式に限る。	640	
	原付車は三・四輪に限る。	650	
	原付車は側車付きに限る。		
	原付車は三・四輪に限る。	651	

	原付車は側車付きに限る。	652	
	原付車はAT車に限る。	660	
	原付車は三・四輪のAT車に限る。	661	
	原付車は右手ブレーキに限る。	662	
	原付車は左手ブレーキに限る。	663	
	原付車は足ブレーキに限る。	664	
	原付車はブレーキを操作上有効な状態に改造したものに限り。	665	
	原付車はクラッチを操作上有効な状態に改造したものに限り。	666	
	原付車はハンドル・サドルを低くし有効な状態に改造したものに限り。	667	
	その他	670	
義手の使用を義務付けられたもの	義手	680	5
	二輪車は義手	690	
	二輪車は義手でAT車に限る。	691	
	原付車は義手	692	
	原付車は義手でAT車に限る。	693	
	その他	700	
義足の使用を義務付けられたもの	義足	710	5
	二輪車は義足	720	
	二輪車は義足でAT車に限る。	721	
	原付車は義足	722	
	原付車は義足でAT	723	

		車に限る。		
		義足(AT車を除く。)	724	
		その他	730	
	装具の使用を義務付けられたもの	装具	740	5
		二輪車は装具	741	
		二輪車は装具でAT車に限る。	742	
		原付車は装具	743	
		原付車は装具でAT車に限る。	744	
		装具(AT車を除く。)	745	
		その他	750	
眼鏡使用	眼鏡等の使用を義務付けられたもの	眼鏡等	850	1
		眼鏡等(小特車及び原付車を除く。)	860	
		眼鏡等(旅客車に限る。)	870	
		眼鏡等(大型車に限る。)		
		眼鏡等(中型車に限る。)		
		眼鏡等(大型車及び中型車に限る。)		
		眼鏡等(けん引車に限る。)		

(注1) 注1が付されている条件コードは平成8年9月1日以後の登録はできない。

(注2) 注2が付されている条件コードは平成19年6月2日以後の登録はできない。

別表第8(第20関係)

免許台帳の整理要領

免許台帳の整理は、次により行うこと。

- 1 免許証記載事項の変更(県内)については、県内変更届を当該運転免許台帳に添付すること。
- 2 県外転出通報については、通報紙を当該免許台帳に添付すること。
- 3 県外転出通報については、再交付記載欄に再交付年月日を記載すること。
- 4 免許の限定(条件)を解除又は変更した場合及び新たに免許の限定(条件)を付与し、又は審査に合格した場合は、免許の条件欄等の記載内容を削除し、又は免許証と同一内容事項を記載すること。

なお、限定解除審査及び免許の条件変更申請書は、別途合格年月日順に配列保管す

ること。

5 免許証の失効、死亡等の理由による返納等については、廃棄の措置をとった場合は、その理由及び年月日を記載すること。

6 国外免許証を交付した場合は、交付年月日及び交付番号を記載すること。

7 法第102条の規定による臨時適性検査の結果、法第103条の規定により免許の取消しを行った後、他の種類の免許が残った場合は、身体障害者適性試験（審査）記録表を当該免許台帳に添付すること。

8 法第104条の2の2の規定により免許の取消しを行った後、他の種類の免許が残ったときは、再試験受験申込書を当該免許台帳に添付すること。

別表第9（第20関係）

受付場所	コード	失効新規	新規	併記	更新
免許課	9990	00001～00100	10001～11000	20001～21000	30001～31000 0
中部分室	8800	00101～00200	11001～12000	21001～22000	31001～32000 0
北部分室	1090	00891～00900	00801～00890	02801～02900	03801～03900 0
宮古分校	1111	00451～00500	00301～00450	02301～02500	03301～03500 0
八重山分校	1120	00651～00690	00501～00650	02501～02700	03501～03580 0
本部署	1103	00781～00790	00701～00780	02701～02800	03701～03750 0
伊江・伊是名伊 平屋駐在	1104	00791～00800			03751～03800 0
与那国駐在	1121	00691～00700			03581～03600 0
久米島交番	1014	00271～00280	13001～13100	23001～23100	33001～33100 0
南大東駐在	2014	00281～00290			33101～33200 0
北大東駐在	3014	00291～00300			33201～33300 0
粟国駐在	4014	00201～00210			33301～33400 0
多良間駐在	5014	00231～00240			33401～33500 0

渡名喜駐在	6014	00211～00200			33501～33600
渡嘉敷駐在	7014	00221～00230			33601～33650
座間味駐在	7015	00231～00240			33651～33700
波照間駐在	8014	00251～00260			33701～33800
大原駐在	9014	00241～00250			33801～33900
その他	7700		12001～13000	22001～23000	

備考 県外転入番号は、第16の2の表に規定する県外転入照会番号を用いる。
様式等省略